

議案第9号

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

班長	年額	25,000円	700円	一般職2級
団員	年額	20,000円	700円	一般職2級

を

」

「

班長	年額	30,000円	700円	一般職2級
団員	年額	28,000円	700円	一般職2級

に改める。

」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行						改正後						備考
別表（第1条、第3条、第4条関係）						別表（第1条、第3条、第4条関係）						
職名	報酬		費用弁償			職名	報酬		費用弁償			
	支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職	支給区分		報酬額	費用弁償額	相当する職			
(略)						(略)						
消防団	団長	年額	148,000円	700円	副町長	消防団	団長	年額	148,000円	700円	副町長	
	副団長	年額	108,000円	700円	副町長		副団長	年額	108,000円	700円	副町長	
	指導員	年額	70,000円	700円	一般職 6級		指導員	年額	70,000円	700円	一般職 6級	
	分団長	年額	62,000円	700円	一般職 6級		分団長	年額	62,000円	700円	一般職 6級	
	副分団長	年額	45,000円	700円	一般職 4級		副分団長	年額	45,000円	700円	一般職 4級	
	部長	年額	38,000円	700円	一般職 4級		部長	年額	38,000円	700円	一般職 4級	
	班長	年額	<u>25,000円</u>	700円	一般職 2級		班長	年額	<u>30,000円</u>	700円	一般職 2級	
	団員	年額	<u>20,000円</u>	700円	一般職 2級		団員	年額	<u>28,000円</u>	700円	一般職 2級	
(略)						(略)						

議案第9号 説明資料

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

令和4年4月1日より消防団員の年額報酬額を改正することに伴い、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

別表関係・・・役職が「班長」であるものの年額報酬額を「25,000円」から「30,000円」、 「団員」であるものの年額報酬額を「20,000円」から「28,000円」に改める。

【施行年月日】

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【補足説明】

1. 報酬額改正の背景

消防庁から、消防団員の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、令和3年4月に消防団員の処遇の改善を図ることを目的とした「非常勤消防団員の報酬等の基準」が示された。この基準では、年額報酬の標準額は、役職が団員の者については36,500円とされており、これらの改正に必要な条例改正を令和3年度末までに行い、令和4年度から施行すること、予算については令和4年度当初予算から、必要な額を計上することが努力目標として示されている。

2. 改正後の報酬額の根拠

現在、役職が団員であるものの年額報酬額は20,000円となっており、県平均額である27,186円を下回っているため、県平均相当額まで引き上げを行う。

同様に、役職が班長であるものの年額報酬額は25,000円となっており、県平均額である30,750円を下回っていること、また、改正後の団員報酬額より低額となってしまうことから、県平均相当額まで引き上げを行う。